

○社会労働委員会

・内閣提出法律案（八件）

号 番	件 名	院 議 先	月 提 出 日	参 議 院	衆 議 院	備 考		
24※	国民健康保険法の一部を改正する法律案	衆	二、 三、二〇	委員会付託 五、二三 (子)	委員会議決 二、 六、五 国会議決 二、 六、七	委員会付託 三、二〇	委員会議決 二、 五、二四 国会議決 二、 五、二五	
25※	戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案	ク	三、 三、二〇	三、 三、二〇 (子)	六、 六、二二 国会議決 六、 六、一三	三、 三、二〇	五、 五、三一 修正 六、 六、一	
32※	労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案	ク	三、 三、二〇	五、 五、二八 (子)	六、 六、一四 国会議決 六、 六、一五	三、 三、二〇	五、 五、二五 修正 五、 五、二九	
40	中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案	ク	四、 四、一三	四、 四、一三 (子)	六、 六、一四 国会議決 六、 六、一五	四、 四、一三	五、 五、二九 修正 五、 五、三一	
48	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律案	参	四、 四、一七	四、 四、一七	四、 四、二四 国会議決 四、 四、二五	四、 四、一七 (子)	六、 六、一五 修正 六、 六、一九	
51	麻薬取締法等の一部を改正する法律案	衆	四、 四、一八	四、 四、一八 (子)	六、 六、二二 国会議決 六、 六、二三	四、 四、一八	五、 五、三一 修正 六、 六、一	

号 番	件 名	提出者 (月日)	予備送 付月日	衆へ 提出	参 議 院			衆 議 院			備 考
3	育児休業法案	糸久八重子 君外七名 (二、四、二〇)	四、二六		二、 五、二九	委員会付託 委員会議決 本会議議決					
4	原子爆弾被爆者等援護法案	山本正和君 外九名 (五、九)	五、二一		六、一八		継続審査				

・本院議員提出法律案(二件)

号 番	件 名	提出者 (月日)	予備送 付月日	本院へ 提出	参 議 院			衆 議 院			備 考
16	優生保護法の一部を改正する法律案	社会労働委 員長 (二、六、一五)	六、一五	二、 六、一五	二、 六、一五	委員会付託 委員会議決 本会議議決					
					二、 六、二一	委員会付託 委員会議決 本会議議決					
					二、 六、二三	委員会付託 委員会議決 本会議議決					
					二、 六、二五	委員会付託 委員会議決 本会議議決					

・衆議院議員提出法律案(二件)

号 番	件 名	提出者 (月日)	予備送 付月日	本院へ 提出	参 議 院			衆 議 院			備 考
56	高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案	衆 二、 四、一九	二、 五、二八 (予)		三、 六、二二	委員会付託 委員会議決 本会議議決					
62	老人福祉法等の一部を改正する法律案	衆 四、二七	六、一八		三、 六、二二	委員会付託 委員会議決 本会議議決					
					三、 六、二三	委員会付託 委員会議決 本会議議決					
					二、 四、一九	委員会付託 委員会議決 本会議議決					
					二、 六、二五 六、二七	委員会付託 委員会議決 本会議議決					
					二、 六、一八	委員会付託 委員会議決 本会議議決					二、六、八 衆本会議趣旨説明 六、一八 参本会議趣旨説明

国民健康保険法の一部を改正する法律案（閣法第二四号）

要旨

本法律案は、国民健康保険事業の運営の安定化を図るため、国及び地方公共団体の負担による保険財政の基盤の安定のための措置、国庫補助制度の拡充等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一、保険財政基盤の安定化措置

昭和六十三年の制度改正における二年間の暫定措置、すなわち市町村が一般会計から低所得者に係る保険料軽減相当額を国民健康保険特別会計に繰り入れるとともに、国はその二分の一を、都道府県はその四分の一を負担する措置を、恒久化、制度化すること。

二、国庫補助制度の拡充等

1 療養の給付等に要する費用に対する国庫負担につき、保険財政基盤の安定化措置に係る国の負担と調整を行い、両者を合計して療養の給付等に要する費用の五〇％を負担する調整措置を廃止して、保険財政基盤の安定化措置に係る負担とは別に、療養の給付等に要する費用の五〇％を負担すること。

2 1の措置に伴う国庫負担の増額分につき、財政調整

交付金に重点的に配分すること。

3 老人保健医療費拠出金に対する国庫負担につき、国庫負担率を老人以外の被保険者に係る給付費に対する国庫負担率の水準に変更すること。

三、その他

1 国民健康保険医等の登録は、療養取扱機関等において業務に従事する医師等については当該療養取扱機関等の所在地の都道府県知事が、その他の医師等についてはその者の住所地の都道府県知事が行うこと。

2 市町村が療養の給付を受ける被保険者から一部負担金を直接に徴収するものとすることができる規定等を削ること。

3 都道府県知事が、療養取扱機関の申し出の受理を取り消すことができる事由として、保険給付に関し、診療または調剤の内容が適切さを欠くおそれがあるとして重ねて厚生大臣又は都道府県知事の指導を受けたとき等の事由を加えること。

4 保険者は、第三者に対する損害賠償金の徴収または収納の事務を国民健康保険団体連合会に委託することができることとする。

四、施行期日

この法律は、公布の日から施行すること（衆議院修正）。ただし、国庫助成及び保険基盤安定繰入金に関する改正規定については、平成二年四月一日から適用し（衆議院修正）、三の1及び2については、平成四年四月一日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました国民健康保険法の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国民健康保険制度が構造的に抱えている低所得者問題について、国、都道府県、市町村が協力して財政援助を行う仕組みを確立するとともに、国庫助成の強化等により、制度運営の安定化を図ることを目的とするものであります。

その主な内容は、第一に、昭和六十三年以降二年間の暫定措置として実施されてきた保険財政基盤安定制度を恒久化することとし、市町村は一般会計から低所得者に係る保険料軽減相当額を国民健康保険特別会計に繰り入れ、国はその二分の一、都道府県はその四分の一をそれぞれ負担すること。

第二に、国は、保険財政基盤安定制度に係る負担とは別に、療養の給付等に要する費用の五〇％を負担すること。

第三に、老人保健医療費拠出金に対する国庫負担を老人以外の被保険者に係る給付費に対する国庫負担率の水準に変更すること。

第四に、高額医療費共同事業については、引き続き国及び都道府県の助成を行うこと等であります。

委員会におきましては、医療保険制度の一元化、国民健康保険制度の財政安定化対策、国庫負担のあり方、高医療費市町村の医療費適正化、保険料負担の平準化等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は、会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党脱委員より本案に反対である旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、附帯決議が付されております。以上、御報告申し上げます。

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案（閣法第二五号）

要旨

本法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、障害年金の額を引き上げ

障害年金の額を、恩給法に準じて引き上げ、公務傷病、第一項症の場合、現行の四百七十四千円を平成二年四月分から四百八十四万四千円に増額すること等とする。

二、遺族年金及び遺族給与金の額を引き上げ

遺族年金及び遺族給与金の額を、恩給法に準じて引き上げ、公務死に係る額について、現行の百五十九万六千三百円を平成二年四月分から百六十四万五千四百円とするとともに、障害年金受給者が死亡（平病死）した場合には係る額についても引き上げること等とすること。

三、施行期日

この法律は、公布の日から施行し、平成二年四月一日から適用すること（衆議院修正）。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるものであります。

次に、麻薬取締法等の一部を改正する法律案は、我が国における向精神薬の乱用の防止を図り、向精神薬に関する条約の批准に備えるため、向精神薬に係る輸出入、製造、譲り渡し等の取り締まりに関する措置等を定めるものであります。

委員会におきましては、両案を一括議題として審議を進め、中国及びサハリンの残留邦人の帰国援護、遺骨収集、麻薬取り締まり体制の充実、薬物乱用防止に関する青少年の啓発等の諸問題について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、順次採決の結果、両案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案に対し、いずれも、附帯決議が全会一致をも

って付されております。

以上、御報告申し上げます。

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案（閣法第三二号）

要旨

本法律案は、年金たる保険給付、休業補償給付等のスライド制を改善するとともに、長期療養者の休業補償給付等に係る給付基礎日額に年齢階層別の最低限度額・最高限度額を定める等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、年金たる保険給付等に係るスライド制の改善

年金・一時金たる保険給付のスライドにつき、現行の賃金水準の六％の変動幅の要件を改めて、年度ごとに賃金水準の変動に応じて改定すること（完全自動賃金スライド制）。

二、休業補償給付等に係るスライド制の改善

休業補償給付・休業給付のスライドにつき、賃金水準の変動幅の要件を現行の二〇％から一〇％に緩和するとともに、算定方式を全規模・全産業の平均賃金を用いて

一本化すること。

三、長期療養者の休業補償給付等に係る給付基礎日額への年齢階層別最低・最高限度額の設定

療養開始後一年六カ月を経過した者の休業補償給付・休業給付に係る給付基礎日額につき、年齢階層別に最低限度額・最高限度額を設定すること。

四、労働者災害補償保険法の適用事業に関する暫定措置の改正

労働者災害補償保険に特別加入している者が行う農業の事業に労働者が使用された場合、当該事業を強制適用事業とすること。

五、施行期日

年金及び一時金のスライド制の改善については平成二年八月一日、休業補償給付・休業給付のスライド制の改善及びこれらの給付の給付基礎日額への最低・最高限度額の導入については同年十月一日、農業の事業への適用拡大については平成三年四月一日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

げます。

まず、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案の主な内容は、年金及び一時金たる保険給付・休業補償給付等のスライド制を改善すること、長期療養者の休業補償給付等に係る給付基礎日額につき年齢階層別の最低限度額及び最高限度額を定めること、農業の事業への適用拡大等であります。

次に、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案の主な内容は、中小企業退職金共済制度について、掛金月額・最高額の引き上げ、短時間労働者に係る掛金月額の下限の特例の設定、付加退職金制度の導入等を行うこととあります。

委員会におきましては、両案を一括議題として審議を進め、労災保険における特別加入制度の適用範囲の拡大、重度障害者等に対する介護補償のあり方、被災時年齢等による不均衡、パートタイム労働者の中小企業退職金共済制度への加入促進対策等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は、会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党沓脱委員より、両案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、両案は、多数をもって、

原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、両案に対し、いずれも、附帯決議が全会一致をもって付されており、

以上、御報告いたします。

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案（閣法第四〇号）

要旨

本法律案は、退職金共済制度について、掛金月額の最低額・最高額の引き上げ、短時間労働者に係る掛金月額の最低額の特例の設定、付加退職金制度の導入等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一、掛金月額の最低額及び最高額の引き上げ

掛金月額の最低額を現行の三千円から四千円に、最高額を現行の二万円から二万六千円に引き上げること。

二、短時間労働被共済者に係る掛金月額の最低額の特例

短時間労働被共済者に係る掛金月額の最低額を二千元とすること。

三、付加退職金制度の導入

現行制度では、掛金月額及び掛金納付月数に応じて一

定の金利の運用収入を前提として定まる退職金の額を、掛金月額及び納付月数に応じて定まる基本退職金の額に金利の変動に応じて定まる付加退職金の額を加えた額とすること。

四、退職金の分割支給制度の導入

退職金について、被共済者の請求により、退職金を分割して支給できることとすること。

五、施行期日等

この法律は平成三年四月一日から施行すること。ただし、掛金月額の最低額の引き上げ等に係る規定は、同年十二月一日から施行すること。なお、この法律の施行の際被共済者である労働者に関して、最低掛金月額までの掛金月額の引き上げについて一定の猶予期間を置くこと等の経過措置を規定すること。

委員長報告

一一一ページ参照

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律案（閣法第四八号）

要旨

本法律案は、食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、食鳥処理の事業について、その事業を都道府県知事の許可制とする等必要な規制を行うとともに、食鳥検査の制度を設ける等の措置を講ずるもので、その主な内容は、次のとおりである。

一、食鳥の定義

食鳥の定義を、鶏、あひる、七面鳥その他一般に食用に供する家きんであって政令で定めるものとする。

二、食鳥処理の事業の許可

食鳥処理の事業を営もうとする者は、食鳥処理場ごとに、都道府県知事等の許可を受けなければならないものとする。

三、食鳥処理業者の遵守事項

1 食鳥処理業者は、厚生省令で定める基準に従い、食鳥処理場を衛生的に管理し、食鳥等を衛生的に取り扱い、その他公衆衛生上必要な措置を講じなければならないものとする。

2 食鳥処理業者は、食鳥処理を衛生的に管理させるため、食鳥処理場ごとに、食鳥処理衛生管理者を置かなければならないものとする。

四、食鳥検査等

- 1 食鳥処理業者は、食鳥の生体の状況、食鳥と体（と殺し、及び羽毛を除去した食鳥であって、その内臓を摘出する前のもの）の体表の状況又は食鳥中抜と体（食鳥と体からその内臓を摘出したもの）に係る内臓及びその体壁の内側面の状況について、都道府県知事等が行う検査を受けなければならないものとする。
- 2 認定小規模食鳥処理業者（食鳥処理をしようとする食鳥の羽数が政令で定める数以下である食鳥処理業者であって、その作成した確認規程について都道府県知事等の認定を受けたもの）は、その認定に係る食鳥処理場における食鳥処理については、食鳥検査を要しないものとする。
- 認定小規模食鳥処理業者は、その食鳥処理場における食鳥処理に際し、食鳥処理衛生管理者に、食鳥の生体の状況その他の状況について、厚生省令で定める基準に適合するか否かの確認をさせなければならないものとする。
- 3 何人も、食鳥検査に合格した後または厚生省令で定める基準に適合する旨の確認がされた後でなければ、食鳥と体、食鳥中抜と体または食鳥肉等を食鳥処理場

の外に持ち出してはならないものとする。

- 4 何人も、食鳥処理場以外の場所で食鳥処理をした食鳥と体、食鳥中抜と体若しくは食鳥肉等を、食品として販売の用に供する目的で譲り受けてはならないものとする。
 - 5 食鳥処理業者は、食鳥検査に合格しなかった食鳥等を食用に供することができないようにする措置を講じなければならないものとする。
- 五、指定検査機関
- 都道府県知事等は、厚生大臣の指定する者に、食鳥検査の全部または一部を行わせることができるものとする。
- 六、施行期日等
- 1 この法律は、平成三年四月一日から施行するものとする。ただし、食鳥検査に関する規定は平成四年四月一日から施行するものとする。
 - 2 食品衛生法を改正し、食鳥肉を輸入する際に輸出国の政府機関によって発行された安全性に係る証明書等の添付を義務づけるものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、食鳥処理事業について衛生上必要な規制を行うとともに、食鳥検査の制度を設けることにより、食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とするものであります。

その主な内容は、第一に、食鳥処理業者は一定の構造・設備基準に適合した食鳥処理場ごとに都道府県知事等の許可を受けなければならないものとし、その食鳥処理場ごとに、食鳥処理衛生管理者を置き、一定の衛生管理基準に従って食鳥処理等を行わなければならないものとする。第二に、食鳥処理業者は処理を行うすべての食鳥等について都道府県知事等の行う食鳥検査を受けなければならないものとする。第三に、食鳥検査は厚生大臣の指定する者に行わせることができるものとする。等であります。

なお、一定の処理羽数以下の食鳥処理業者については、食鳥処理衛生管理者に食鳥等の状況が一定の基準に適合することを確認させること等により食鳥検査を要しないものとする。とともに、食品衛生法を改正し、食鳥肉を輸入する

際に輸出国の政府機関によって発行された安全性に係る証明書等の添付を義務づけることとしております。

委員会におきましては、検査体制のあり方、中小処理業者に対する配慮、輸入食品の安全対策等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し附帯決議が全会一致をもって付されております。

以上、御報告申し上げます。

麻薬取締法等の一部を改正する法律案（閣法第五一号）

要旨

本法律案は、睡眠薬、精神安定剤等の向精神薬について我が国における濫用の防止を図り、かつ「向精神薬に関する条約」の批准に備えるため、向精神薬に係る輸出入、製造、譲渡等の取り締まりに関する措置等を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

一、麻薬取締法の改正

1 法律の目的に、向精神薬について必要な取り締まりを行うことを加えるとともに、法律の題名を「麻薬及び向精神薬取締法」に改めること。

2 向精神薬が医療または研究以外に用いられないよう、向精神薬の製造、輸出入、卸売、小売等を業として行う者については免許制度を、向精神薬の試験研究施設の設置者については登録制度を設け、向精神薬の譲渡先をこれらの免許業者、登録施設の設置者等に限定すること。

3 免許業者等に製造、輸出入等に関する記録を義務づけるとともに、濫用による危害の大きい特定の向精神薬について、輸出入ごとの許可または届出の制度を設けること。

4 向精神薬の一般向け広告の禁止、罰則の整備等の改正を行うこと。

二、覚せい剤取締法及び大麻取締法の改正

覚せい剤及び大麻の一般向け広告の禁止、罰則の整備等の改正を行うこと。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

委員長報告

一一〇ページ参照

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五六号）

要旨

本法律案は、労働大臣が高年齢者等職業安定対策基本方針を策定するとともに、定年到達者の安定した雇用の確保のための諸施策の充実を図る等の措置を講ずるものである。なお、衆議院において、定年制度等の状況に関する事業主の報告義務等について所要の修正がなされている。

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、労働大臣は、高年齢者等職業安定対策基本方針を策定し、六十五歳までの高年齢者の雇用機会の増大の目標や事業主が行うべき条件整備のための指針等を定めること。

二、六十歳以上六十五歳未満の定年到達者が定年後も同一の事業主に雇用されることを希望するときは、当該事業主は、諸条件の整備を行ってもなおその者の能力に応じた雇用の機会が得られない場合等を除き、その者が六十五歳に達するまでの間、雇用するように努めなければならない。

らないものとする。

三、公共職業安定所長は、定年到達者の安定した雇用の確保を図るため必要と認めるときは、事業主に対し、諸条件の整備等の実施に関して必要な勧告をすることができるとすること。

四、事業主は、毎年一回、労働省令で定めるところにより、定年に関する制度の状況その他高齢者雇用に関する状況を労働大臣に報告しなければならないものとする（衆議院修正による追加）。

五、政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、改正後の高齢者雇用安定法の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、同法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする（衆議院修正による追加）。

六、この法律は、平成二年十月一日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を

改正する法律案の主な内容は、労働大臣は高齢者等職業安定対策基本方針を策定するものとともに、定年到達者の再雇用に関する事業主の努力義務を定めること等でありま。

委員会におきましては、六十歳定年の完全定着、定年到達者の再雇用努力義務、高齢者雇用率制度の検討等について質疑が行われましたが、その詳細は、会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は、全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が全会一致をもって付されております。

次に、老人福祉法等の一部を改正する法律案の主な内容は、特別養護老人ホーム等及び身体障害者更生援護施設への入所決定等の事務を町村へ移譲すること、ホームヘルプサービス等の在宅福祉サービスに関する規定を整備すること、市町村及び都道府県は老人保健福祉計画を策定すること、在宅福祉サービスや精神薄弱者福祉ホーム、視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業等を社会福祉事業に位置づけること、その他、社会福祉協議会及び共同募金の活動の推進、社会福祉・医療事業団における基金の設置、有料

老人ホームに対する規制等の措置を行うものであります。

委員会におきましては、高齢者保健福祉推進十カ年戦略の推進、福祉における国の責任と財政措置、マンパワーの育成・確保、介護手当・介護休暇制度、身体障害者福祉法の目的に係る改正等の諸問題につきまして質疑が行われましたが、その詳細は、会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は、全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が全会一致をもって付されております。

次に、優生保護法の一部を改正する法律案は、都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実地指導を行う者が、受胎調節のために必要な医薬品を販売することができる期間を五年間延長するものであります。

採決の結果、本法律案は、全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が付されております。
以上御報告申し上げます。

老人福祉法等の一部を改正する法律案（閣法第六二号）

要旨

本法律案は、高齢者、身体障害者等の福祉の一層の増進を図るため、これらの者の居宅における生活を支援する福祉施策と施設における福祉施策とを地域の実情に応じて一元的に実施する体制づくりを進めるもので、その主な内容は次のとおりである。

一、特別養護老人ホーム等及び身体障害者更生援護施設への入所決定等の事務の町村への移譲等

1 特別養護老人ホーム等及び身体障害者更生援護施設への入所決定等の事務を都道府県から町村に移譲すること。

2 市町村は、要介護老人及び身体障害者とその心身の状況、環境等に応じて最も適切な処遇が受けられるよう、居宅における介護等の措置及び施設への入所措置の総合的な実施に努めることとする。

3 1に伴い、都道府県及び市町村の事務並びに福祉事務所の事務を再編するとともに、身体障害者更生相談所の市町村に対する技術的支援、調整機能を強化すること。

二、居宅における介護等の措置

老人福祉法、身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法、

児童福祉法等において、居宅における介護等の措置に関する規定を整備すること。また、市町村は、要介護老人及び身体障害者に対するこれらの措置その他地域の実情に応じたきめ細かな措置の積極的な実施に努めるものとする。

三、老人保健福祉計画の策定

老人福祉法に基づく福祉の措置及び老人保健法に基づく機能訓練、訪問指導等について、市町村においてはその実施に関する計画を、都道府県においてはその実施に必要な体制の確保及び老人保健施設の整備に関する計画を策定するものとする。

四、社会福祉事業の追加等

老人福祉法、身体障害者福祉法等に定める居宅介護等事業、デイサービス事業または短期入所事業等を社会福祉事業に追加するとともに、新たに精神薄弱者福祉ホーム、精神薄弱者通動寮、視覚障害者情報提供施設を経営する事業等を社会福祉事業とすること。

五、共同募金及び社会福祉協議会

1 災害復旧のため重点的に配分する場合等は、共同募金の過半数配分を行わなくてもよいこととする。ともに、共同募金会連合会が寄附金募集をするときは、都

道府県の共同募金会の意見を聴かなければならないものとする。

2 市町村協議会及び指定都市の区を単位とする地区協議会は、社会福祉を目的とする事業を企画し、実施するよう努めなければならないものとする。

六、その他の事項

1 精神薄弱者福祉法における都道府県の事務等を指定都市等の事務等とすること。

2 在宅福祉等の充実のため、社会福祉・医療事業団に基金を設置すること。

3 有料老人ホームについて、設置の事後届出を事前届出に改める等の改正を行うこと。

七、施行期日等

1 この法律は、平成三年一月一日から施行すること。

ただし、六の2については公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から、五及び六の3については平成三年四月一日から、一、三及び六の1については平成五年四月一日から施行すること。

2 政府は、老人及び身体障害者に対する居宅における介護等の措置の推進のための方策及びこれに伴う国の

費用負担の方式については、平成五年度以降において、市町村の居宅における介護等の措置に係る供給体制の確保の状況その他の事情を総合的に勘案して検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

委員長報告

一一七ページ参照

優生保護法の一部を改正する法律案（衆第一六号）

要旨

本法律案は、都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実地指導を行う者が、受胎調節のために必要な医薬品で厚生大臣の指定するものを販売することができる期間を、平成七年七月三十一日まで延長するものである。

委員長報告

一一七ページ参照